また、中小企業・小規模事業者の販路開拓等を支援するため、首都圏等を中心とした全国規模の商談会等、ビジネスマッチングの場を提供するとともに、新商品等についての市場調査、バイヤー等への情報提供等を行うほか、インターネットを活用した販路開拓支援に取り組む。

さらに、ＴＰＰ協定を契機とした中小企業・小規模事業者の海外展開（海外進出、国際取引等）を促進するため、海外展開を図る上で生じる経営課題を解決するために有益な情報提供、アドバイス等を実施するほか、地域支援機関や金融機関と連携し、セミナーや個別相談会等を全国で開催する。加えて、海外展開を目指す中小企業・小規模事業者に対して、事業可能性調査（Ｆ／Ｓ）支援、国内外の展示会出展支援、Webサイトの活用等海外販路開拓支援等を行うとともに、日本の中小企業・小規模事業者のパートナーとなるような海外企業との商談会等を開催することで、中小企業・小規模事業者の海外展開を後押しする。

⑦　インキュベーション事業

新製品・新技術の研究開発や新分野への進出を目指す中小企業・小規模事業者を対象とし、インキュベーション施設の運営を行うとともに、地域支援機関等と連携を図り、インキュベーション・マネージャー等が事業化に向けた支援を実施する。

⑵　小規模事業者に焦点を当てた施策の展開

①　中心市街地商店街等活性化支援事業

中心市街地活性化の推進に当たり、その中心的な役割を果たすことが期待される中心市街地活性化協議会における課題の検討、ネットワーク化の推進等について、中小機構に設置する中心市街地活性化協議会支援センターを中心とした支援を行う。また、中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小機構における専門的ノウハウを活用し、商業活性化に関する計画等の診断・サポートを行う。

②　中小企業・小規模事業者再生支援事業

各都道府県の商工会議所等に設置されている中小企業再生支援協議会を支援するため、中小企業再生支援全国本部（以下、本項において「全国本部」という。）を設置している。

支援に当たっては、協議会による中小企業・小規模事業者支援の拡大及び質の向上を図るため、協議会における個別の中小企業再生案件に係るアドバイスや公認会計士等の専門家の派遣等を行うほか、協議会及び経営改善支援センター（以下「支援センター」という。）の活動の分析や業務標準化、成果の見える化や関係機関等のネットワーク構築等を実施することにより、協議会をサポートし、地域の中小企業・小規模事業者の再生を総合的に支援する。

また、全国本部において、協議会と十分協議の上、中小企業・小規模事業者からの相談対応、再生計画策定支援等を行う。

加えて、協議会に設置した支援センターを通して経営改善計画策定支援事業を実施する。具体的には、中小企業・小規模事業者が自らでは経営改善計画を策定することが難しいケースが多いため、公認会計士や税理士等の支援人材（認定支援機関）が同計画の策定を支援していくことが求められており、当該経営改善計画の策定費用等について、支援センターを通した費用負担を実施するとともに、支援センターにおける支援人材の確保と支援体制の構築を支援し、平成28年度においても一層の利用促進を図る。

そのほか、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家に対し、再生支援のノウハウ習得のための研修やセミナーを開催するほか、協議会の業務に携わる者に対する実践的な研修を行う。

③　中小企業・小規模事業者への事業引継ぎ支援事業

中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化に伴い、今後、多くの中小企業・小規模企業の経営者が世代交代の時期を迎えることが見込まれており、次世代へのバトンタッチを促すため、課題を抱える中小企業・小規模事業者への啓発普及等に積極的に取り組む。

具体的には、各地の事業引継ぎ支援センターへの相談・助言等の支援や、データベースを活用した売り手中小企業と買い手企業との広域マッチングの支援等を行う。

加えて、同センターの支援能力を向上させるため、専門家等に対して、事業引継ぎに係る支援のノウハウ習得のための研修を行う。

⑶　東日本大震災に係る対応

東日本大震災で被災した地域及び中小企業・小規模事業者の本格的な復興の加速と福島の再生に貢献する。具体的には、被災地域において、事業活動再開を希望する複数の中小企業者・小規模事業者が入居する仮設施設の整備や仮設施設の移設・撤去等に係る支援を実施する。

また、被災地域の地方公共団体・地域支援機関や被災中小企業・小規模事業者に対して専門家を派遣し、地域経済の再生、まちづくりに向けた再建計画の策定や中小企業・小規模事業者の事業再建等の支援を行う。

加えて、機構の支援ツールを活用し、被災中小企業・小規模事業者の販路開拓を支援する。

その他、東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者等を対象とする被災県の貸付事業への支援に加えて、二重債務問題への対応に当たっては、債権買取等を行う「産業復興機構」への出資等を通じて、被災中小企業・小規模事業者の支援を行う。

⑷　熊本地震に係る対応

熊本地震で被災した中小企業・小規模事業者の事業の復旧・再開のための支援を行う。

「中小企業復興支援センター熊本」を開設し、また、被災地域の地域支援機関等や被災中小企業・小規模事業者等に対して専門家を派遣し、復旧・事業再開に向けた助言等を行う。

○国土交通省告示第千百二十一号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十月七日　　国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

第一条　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「型式について指定を受けた自動車」の下に「、法第75条の２第１項の規定により型式について指定を受けた特定共通構造部を有する自動車（研究、開発等の用に供するため製作した年間の生産台数が少量の自動車を除く。）」を加える。

第二十条第四項第二号中「附則４の」を同じ、同項第五号中「限る。」の下に「第98条において同じ。」を加える。

第二十二条第二項第一号中「別添20「外装の技術基準」、別添21「外装の手荷物積載用部品の技術基準」及び別添22「外装の電波送受信用アンテナの技術基準」（以下、本条において「外装基準」という。）に定める基準に適合するものであること。ただし、平成29年３月31日までの間は、同基準を適用しないことができる。」を「協定規則第26号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第３改訂版の規則5. 及び6. に限る。以下同じ。）に定める基準に適合するものであること。ただし、第５条第１項第４号、第５号及び第６号に掲げる場合以外の場合における自動車にあっては、この限りでな